

## 東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（練馬区間）の 都市計画変更案に関する練馬区の意見

区は、「東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（練馬区間）」（以下「外環の2」という。）については、南北交通の円滑化に資するとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など、環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えている。平成26年2月には、区民意見反映制度に基づき寄せられた意見を踏まえ、「『外環の2』に関する今後の取組方針」を策定し、都に対して、都市計画の取り扱いを明確にした上で、早期に整備を図るよう要請を行った。

都は、平成26年5月に「外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する方針」を公表し、広く意見を聴きながら、都市計画変更の手続を進めていると理解している。

照会があった都市計画変更案については、区が今後の取組方針に基づき求めた車線数や、必要とされる機能を確保した幅員構成となっている。

よって、「外環の2」については、都市計画変更案のとおり、都市計画変更の手続を進めていただき、早期に事業化を図られたい。

あわせて、下記の事項について配慮されたい。

### 記

- 1 練馬区内の都市計画道路の整備率は、23区平均を大きく下回っている。とりわけ区西部地域では、著しく整備が遅れていることを踏まえ、現在、策定検討中の新たな「都市計画道路の整備方針」では、「外環の2」を都施行の優先整備路線として位置付け、早期に事業化を図ること。また、「外環の2」に加え、これとネットワークを形成する東西道路等の整備についても、都と区の役割分担の調整を図り、都施行の優先整備路線として手厚く位置づけること。
- 2 「外環の2」の都市計画変更案は、西武新宿線の立体化を前提としていることから、「外環の2」の整備に支障がないよう、練馬区内の鉄道立体化についても早期に事業化を図ること。

- 3 快適な都市環境の創出や身近なみどりの確保の視点から、広幅員の植樹帯など緑地空間を確保し、近隣のみどりとの連続性に配慮しながら、道路整備に伴い失われるみどりの量と同程度以上のみどりの量の回復を図ることはもとより、可能な限り緑化を図ること。
- 4 周辺地域の公共交通の利便性の向上が期待されることから、道路整備とあわせた新たな公共交通の導入について、区と連携して取り組むこと。
- 5 道路整備により移転を余儀なくされる関係権利者の生活再建について、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、「外環」が既に事業化されていることを踏まえ、国と調整し、「外環」に係る用地取得または権利設定と一体的な対応を図ること。
- 6 道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響について、必要に応じて適切な対策を講じること。
- 7 道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら対策を講じること。また、区道との取付部の整備については、区と十分な調整を図ること。
- 8 西武新宿線の上石神井駅周辺の「外環の2」について、駅周辺のまちづくりに資する道路整備手法を検討すること。なお、区が管理者となる交通広場の整備については、「外環の2」との一体的な整備を含め、調整を図ること。
- 9 上石神井駅周辺地区、大泉・石神井・三原台周辺地区等、地域住民や区が推進する「外環の2」の周辺地域のまちづくりについて、総合的に支援や協力を行うこと。とりわけ、前原交差点から千川通り間の都市計画の標準幅員を40mから22mに変更することを勘案し、今回、計画区域からはずれる範囲においても引き続き適切な対応に努めるとともに、区の推進する沿道地域まちづくりについて、総合的な支援や協力を行うこと。
- 10 道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も、適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。また、道路の通称名を地域住民や区の意見を聴きながら策定すること。